

# 小川村教育振興基本計画

地域に学び、多様な人々と協働しながら  
豊かな人生や社会を切り拓く人づくり



「わくわくあさがお」(信州子ども絵画百年館永年保存作品)

令和7年4月第二期  
小川村教育委員会

# はじめに

平成18年12月教育基本法が改正され、同法第17条第1項に基づき、国は令和5年6月16日付けで新たな教育振興基本計画を策定し、総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」(※1)の2つを掲げ、基本方針として下記の5つを定めました。

- ① グローバル化する社会の持続発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

同法第17条第2項では、地方公共団体は政府の教育振興基本計画を参酌しつつ、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努力義務が規定されています。こうした点を踏まえ、小川村教育委員会は「小川村教育振興基本計画(第二期)」を策定し、小川村の教育の基本的な考え方とその方向性や取組を明らかにすることとしました。

小川村は「にほんの里百選」に選定され「日本で最も美しい村連合」に加盟している、雄大な北アルプス連峰を眺められる自然豊かなのどかな山村です。しかし、人口減少や少子高齢化、子どもの貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などは、小川村でも課題であり、地区によっては地域維持が難しい状況が見られます。また、現代は将来の予測が困難な時代で、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代とも言われています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大、ロシアのウクライナへの侵攻、中東地域の争いの激化等、グローバル化の進展、国際情勢の不安定化は予測困難な状況を生み出しています。

このような危機に対応する強靭さを備えた社会をいかに構築していくかは、私たち小川村にとっても大きな課題です。こうした課題を乗り越え、小川村が持続し発展するためには、子どもから高齢者までの村民一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓く「持続可能な社会の創り手」になることが求められます。それは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会全体が幸せや豊かさを感じられるものとなること、すなわちウェルビーイングの実現を図ることに他なりません。

ウェルビーイングが実現される社会は、子どもから大人まで一人ひとりが担い手となって創っていくものであり、個々のウェルビーイングの高まりが、組織等のウェルビーイングの実現に結び付き、さらに、こうした組織等が増えていくことがウェルビーイングが実現される社会となっていくのだと思います。

ここに「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をめざし、小川村の教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」となるべき「小川村教育振興基本計画(第二期)」を策定します。

令和7年4月  
小川村教育委員会

## ※1 「ウェルビーイング」

多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態の概念

## 第一章 小川村の教育を取り巻く社会の情勢

1. VUCA（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）の時代 …………… 1
2. 多様化の時代 …………… 1
3. 人口減少・少子高齢化の時代 …………… 2

## 第二章 教育の基本的な考え方

1. 小川村教育の基本理念 …………… 3
2. 小川村教育の取組の柱 …………… 3
  - 柱1 一人の子どもも取り残さない多様性を包摂する学びの場を創る …………… 3
  - 柱2 一人ひとりの児童・生徒が主体的に学び他者と協働する学びの場を創る …… 4
  - 柱3 生涯にわたり誰でも学び合える地域の拠点づくりを進める …………… 4
  - 柱4 文化・芸術・スポーツに親しむことができる機会と環境整備を推進する …… 4

## 第三章 小川村がめざす教育の取組

- 柱1 一人の子どもも取り残さない多様性を包摂する学びの場を創る …………… 5
  - 1 幼児教育の重要性の理解と充実 …………… 5
  - 2 子どもの権利や安全に配慮した学びの場づくりを進める …………… 6
  - 3 一人ひとりの子どもの特性に応じた多様な学びの場や機会の充実を図る …… 7
  - 4 インクルーシブ教育を推進する（特別支援教育の充実を図る） …………… 8
- 柱2 一人ひとりの児童・生徒が主体的に学び他者と協働する学びの場を創る …… 9
  - 1 探究を中核とした学校を創る …………… 9
  - 2 主体的に探究し学び続ける力を育成する …………… 10
  - 3 デジタル力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの実践を進める …… 12
- 柱3 生涯にわたり誰でも学び合える地域の拠点づくりを進める …………… 13
  - 1 体験を通して豊かな心と社会性を育成する …………… 13
  - 2 他者から学べる環境整備を進める …………… 14
  - 3 社会教育環境・施設の充実を図る …………… 14
- 柱4 文化・芸術・スポーツに親しむことができる機会と環境整備を推進する …… 16
  - 1 スポーツ文化と健康増進の振興を図る …………… 16
  - 2 文化財や伝統文化の継承と活用を進める …………… 17
- 補足＜家庭の教育力の向上＞ …………… 18
  - ＜資料＞ここからはじめる家庭教育 …………… 19
  - 「<sup>プラス</sup>+ 五つの実践」 子どもすすすく！ …………… 20

# 第一章 小川村の教育を

## ブーカ 1. VUCA

### (変動性・不確実性・複雑性・曖昧性)の時代

現代は、地球規模の気候変動とこれに伴う災害の激甚化・頻発化・新型コロナウイルス感染症による暮らしや経済への影響、ロシアによるウクライナ侵攻や中東地域の紛争をはじめとした激変する国際情勢等、様々な危機が複合的に訪れ、変化が急激で先を見通すことが難しい「VUCAの時代」と言われています。

小川村でも、新型コロナウイルス感染症は、学校の臨時休業、学年閉鎖、公共施設の休館や営業時間・事業内容の縮小、集会活動や交流活動の中止や自粛等、社会文化活動にも甚大な影響を及ぼしました。また、地球規模の温暖化や気候変動は、局地的な災害を各地で引き起こし、令和4年8月6日の集中豪雨は小川村に甚大な被害をもたらしました。

このような状況は、平穏な日常を脅かし、基本的な価値を揺がさせるという事態を起しています。改めて、教育基本法の前文「民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」の文言の重要性や、生命を尊重することの大切さを再認識する必要があります。

## 2. 多様化の時代

幸せや豊かさに関する価値観や人々のライフスタイルが今まで以上に多様化しています。年齢、性別、国籍、障がいの有無、家庭環境に関わらず、誰もが等しくその存在と役割が認められ、自分らしく生きることができる社会を実現するためには社会的包摂を推進する取組が求められます。こうした社会の多様化が進む中、学校の児童・生徒に目を向けますと、発達障がいや、不登校等きめ細かな支援や対応を求められる児童・生徒が増加傾向にあります。また、ヤングケアラー、児童虐待、貧困の問題への対応が必要な児童・生徒、医療的ケアを必要とする児童・生徒等、児童・生徒の抱える困難さも複雑化しています。また、青少年層の自殺対策は喫緊の課題となっています。

小川村でも、在籍児童・生徒数は少数ではありますが、発達障がいや不登校や長期欠席等、きめ細かな支援や対応を求められる児童・生徒や、子育てに関して支援が必要な保護者や家庭も見受けられます。

こうした課題の克服に向けては、首長部局と連携を密にし、経済的支援や家庭教育の支援、学校外の教育環境整備を充実させていくことも大事になってきます。

# 取り巻く社会の情勢

## 3. 人口減少・少子高齢化の時代

我が国の出生者は急速に減少し、2017年に94.6万人の年間出生者は、2021年には81.2万人となり、2050年には生産年齢人口（15歳から64歳）は現在の3分の2に減少すると言われていきます。また、世界に先駆けて高齢化が進展し、65歳以上の人口割合は世界で最も高くなっています。

小川村では、人口が2500人を割り、子どもの声が消えた地区もあり、少子化の進行は過疎化と相まって、さらに進む傾向にあります。こうした少子化の進展により、隣の長野市中条地区および鬼無里地区では、中条中学校が令和8年3月、鬼無里中学校が令和9年3月に閉校となります。この両地区の生徒の就学校として小川中学校が保護者の希望もあり長野市より認められました。この中条、鬼無里地区の生徒が小川中学校に入学することは、生徒数の増だけでなく、小川村の生徒にとっても、新たな出会いが生まれ、社会性や向上心を身に就け、切磋琢磨する環境の上でも大変喜ばしいことです。こうした意味でも、小川村が西山地域の教育の拠点として教育環境の整備を進めていく必要があります。一方、村内の少子化がさらに進み、学習環境に影響を及ぼす状況になった場合には、小中一貫校や義務教育学校、中学校の教育事務委託等の検討を行う必要があります。

また、特にこうした高齢化が進む西山地域にあっては、高齢者が生涯現役として充実した生活を送れる生きがいのある環境づくりの一環としても、子どもに地域に伝わる文化や歴史、経験・知恵・技能等を教えることは大切な機会です。



# 第二章 教育の基本的な

## 1. 小川村教育の基本理念

地域に学び、多様な人々と協働しながら  
豊かな人生や社会を切り拓く人づくり

～日々の生活に正面から向き合い、地域に学び、ふるさとへの誇りと確かな知力を身につけ、民主的で文化的な国家を発展させるとともに世界の平和と人類の福祉の向上に貢献できる志あふれる人材の育成をめざします。～

## 2. 小川村教育の取組の柱

未来を担う人材の育成を図るとともに、自らも社会を創り出す担い手として学ぶ双方の意識をもった取組を推進します。

長岡藩士小林虎三郎の「米百俵」(※2)の精神が示すように、これからの未来を担う子どもの教育が果たす役割は非常に大きなものがあります。人口減少が進む村にとって、村づくりに果たす教育の持つ役割は大きく、特に近隣地区の様子から鑑み、西山地域の中核・拠点としての取組が求められ、地域を支え地域に貢献できる人材を育てていくことが我々大人に課せられています。また、大人自らも未来に向けて社会を創り出していくという視点の双方が必要となります。

子どもから高齢者まで村民(地域の住民)一人ひとりが、自らの可能性を認識するとともに、他者も価値ある存在として認め、教えたり教えられたりする等、協働し学び育っていくことが、個人と社会のウェルビーイングとなるものと思われまます。こうした、志あふれる人材の育成をめざし、以下4つの柱を据え取り組みます。

### 柱1

一人の子どもも取り残さない多様性を包摂する学びの場を創る

多様な特性を持った子どもが、互いに認め合い、一人ひとりが尊重され、安心して自己表出できる子育ての環境や、教育環境の整備充実を進めます。

# 考え方

## 柱2

### 一人ひとりの児童・生徒が主体的に学び他者と協働する 学びの場を創る

「なぜ・どうして」「分りたい・できるようになりたい」等、児童・生徒が本来持っている心情や力に基づき、解決をめざして主体的に取り組む中で、仲間と協働し追究し学びを深める学習や課題解決型学習等を通して、基礎基本の確実な定着、学習することの喜びの感得、新たな価値の創造、自他を尊重する心の育成等が図れる授業や行事を創ります。

## 柱3

### 生涯にわたり誰でも学び合える地域の拠点づくりを進める

全ての人々が主体的・協働的に学ぶ風土が小川村にはあります。こうした基盤がある中、今、そして将来にわたって自分らしく生き、共に学び、望むような社会を実現していくための学びの場を充実させます。また、生涯学習社会を実現するためには、学び続ける自立した学習者としての基礎を学校教育のみならず家庭や地域社会においても培うことが大事になります。

## 柱4

### 文化・芸術・スポーツに親しむことができる機会と環境 整備を推進する

地域の歴史や特色ある文化が継承され、体験や学ぶ機会が充実し、文化・芸術・スポーツに親しむことにより、地域の活性化、一体感が醸成される環境整備を進めます。

#### ※2 「米百俵の逸話」

北越戊辰戦争に敗れ困窮した長岡藩に、見舞いとして送られてきた百俵の米。藩の大参事小林虎三郎は「教育こそが最終的には地域を繁栄させ、生活をよくする」という信念のもと、藩士らを説き伏せ、米を分配せず売却し、国漢学校設立資金の一部にあて学校を設立。その後、近代日本の発展に貢献した優秀な人材を多く輩出した。



# 第三章 小川村がめざす

「小川村教育の基本理念」「小川村教育の取組みの4つの柱」を踏まえ、小川村がめざす教育の取組を示します。

## 柱1

### 一人の子どもも取り残さない多様性を包摂する学びの場を創る

多様な特性を持った子どもが、互いに認め合い、一人ひとりが尊重され、安心して自己表出できる子育て環境や、教育環境の整備充実を進めます。

## 1 幼児教育の重要性の理解と充実

めざす子どもの姿「じょうぶな子・心豊かな子・意欲のある子」

幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成において、極めて重要な時期です。

子どもが、現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培い、豊かな育ちになるように、村の教育基本理念やめざす子どもの姿を理解し、保育園・学校・家庭・地域社会が相互に連携した取組を行う必要があります。

### (1) 家庭との連携

保護者と保育者が子どもと共育ちができるように「はじめの100か月の育ちビジョン」を持ち、小学校に入るまでの重要な時期に「豊かな遊びと体験」等を通して、子どものウェルビーイングを高める取組を行います。

- ・子育て悩み事相談体制を充実させます。
- ・育児や子どもの発達についての悩み相談を受け付けます。  
(保健センター、保育園、子育て支援センター、教育委員会教育相談・就学前相談等)
- ・5歳児相談（心理判定員による個別相談）を行います。
- ・離乳食、幼児食個別相談（管理栄養士 保健センター）を充実させます。
- ・子育て教室の開催、親同士の情報交換の場づくりを進めます。
- ・サークル活動の支援（子育て支援センター）を進めます。
- ・赤ちゃんと親に絵本と触れ合うことの大切さや楽しさを伝えながら、絵本を手渡すブックスタート事業を進めます。
- ・本の読み聞かせの普及と啓発に努めます。

### (2) 幼児教育（保育）の質の向上

職員一人ひとりが幼児教育（保育）についてより理解が深められるよう取り組み、



# 教育の取組

子どもの心に寄り添い、子どもが「主体的・対話的・深い学び」を経験し、自己肯定感に包まれ育つことができるような保育・支援を図ります。

- ・幼児にとって遊びは学びです。幼児が持つ好奇心を満たす自発的な遊びや、環境を通して遊び込める経験を大切にします。
- ・自然環境を活かした、わんぱくの森での遊びや、散歩・砂場遊び等、戸外遊びをより充実させ、五感を使った経験を豊かにします。
- ・小学校ALTとの交流を行い、外国の人や文化、英語に触れる機会を充実させます。

## (3) 小学校と保育園との連携・接続

子どもの学びは幼児期の「遊び」から始まり、子どもなりに好奇心や探求心を持ち、問題を見出したり解決したりする力を育んでいます。

子どもが遊び等から培った「資質・能力」(『知識・技能』『思考力・判断力・表現力等』『学びに向かう力・人間性等』の三つの柱から構成されるもの)を、小学校教育を通じて更に伸ばしていけるように、子どもの学びや育ちが切れ目なくつながっていく「接続」のための連携を充実させます。

- ・小学校と保育園の職員同士で合同研修を行う等、幼児期から学童期の子どもの育ちの理解を深め、発達や学びをつないでいくようにします。
- ・幼児期の経験が小学校の学びにつながるように、交流等を通じた経験を豊かにします。



## 2. 子どもの権利や安全に配慮した 学びの場づくりを進める

子どもが安心して学べる教育環境を創ることは行政の責務です。また、子どもの権利の保障や人権が尊重され、子どもが安心して学べる建物、施設の安全な教育環境、体制整備を進めるとともに、多様な子どもたちが自他を尊重し、自らの持てる力や可能性を最大限発揮できる学びの環境整備を創る必要があります。さらに、自らの命は自ら守る、命の教育、防災教育に努めるとともに、児童・生徒が自ら判断して危険を回避する力を育むことも重要です。特に、東日本大震災を教訓として、地震・地すべりに関する基本的な知識や災害発生時の適切な行動等について、子どもの発達段階に応じた指導の充実を図る必要があります。

### (1) 人権尊重の視点に立った学校運営、行政運営

いじめによる痛ましい事件が全国で発生し、大きな社会問題となっています。

いじめ問題は、どこの学校にも起こりえるとの認識の上に、きめ細やかな子どもの理解や観察に努めることが大切です。また、不登校・長期欠席児童・生徒の指導上の様々な問題への対処、居場所づくりも大事です。

子ども個々の特性の理解に努めるとともに、職員研修、家庭との密接な連携、情報の共有等、未然防止、早期発見、早期解決に向けた取組をすることが大切です。

特にいじめの場合は、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた子どもの立場に立って行うことが原則です。また、「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との認識を日頃から培うとともに、いじめをはやし立てておもしろがったり（観衆）、いじめを見て見ぬふりをしたり（傍観）するのではなく、いじめを止めることができる力の育成にも努める必要があります。

- ・「小川村いじめ防止基本方針」の基にいじめ防止対策を推進します。
- ・いじめがない学校・学級を、児童会や生徒会と一緒にめざします。
- ・小さなサインを見逃さない日常的な実態把握と定期的な実態把握を進めます。
- ・職員相互の報告体制の推進と情報の共有に努め、職員全体で対応を進めます。
- ・相談場所の周知と相談体制機能の充実に努めます。

〔校内相談窓口 保健室（悩みごと相談室） 相談週間、村内相談窓口 教育相談日の設定 教育委員会 住民福祉課〕

- ・必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等外部の専門機関や組織と連携します。
- ・普段から保護者との連携を大切にします。

## (2) 安全・安心な環境整備の推進

- ・児童・生徒向けの講演会やワークショップの機会、安全マップづくり等を通して自らの命を守る意識を高めます。
- ・校舎や運動場等の安全性に配慮した環境・施設整備に努めます。
- ・避難訓練等防災教育の充実に努めます。  
(引き渡し訓練の実施等)
- ・非常時は一斉メール配信をします。



## 3. 一人ひとりの子どもの特性に応じた 多様な学びの場や機会の充実に努める

1 保育園、1 小学校、1 中学校の利点を活かして、ごく普通に子どもをつなぎ、先生をつなぐ保小中の連携を進めます。保小中の全教職員が、村の教育基本理念や「めざす子どもの姿」「身につけさせたい力」を共有し12年間を系統的・継続的な一貫した保育や教育活動を推進します。

## (1) 保小中の連携の拡充

今までも小川村では、保育園と小学校が行事の交流や、保小連絡会等、連携が普通に行われてきました。この連携をさらに推進し相互理解を深める中で、子どもの育ちをつなぎ、小学校での学校生活が円滑に適應できるための取組を行います。また、小学校と中学校間で現在行っている連携をさらに拡充し、中1ギャップを解消し、小学校から中学校へスムーズに移行できるようにするとともに、義務教育9年間を見通した教育を進めます。

- ・ 保育士の小学校授業参観、小学校教諭の保育園年長組参観をし、児童理解に努めます。
- ・ 保小連絡会、小中連絡会を定期的で開催し、児童・生徒の情報を共有します。
- ・ 理学療法士による健康体操指導（保育園・小学校・中学校）を実施します。
- ・ 個別の教育支援計画（指導計画）を作成し、それに基づいた指導を行います。
- ・ 異年齢の子どもたちの交流の機会を生かした指導に努めます。
- ・ 小学校6年生の中学校での入学前の学校生活体験の充実を図ります。また、近隣中条小学校、鬼無里小学校との交流学習や、中学校見学を推進します。
- ・ 教職員の相互交流（職員合同研究会、教科別研究会、相互乗入れ授業、授業参観等）を進めます。
- ・ 児童・生徒の健康を考える機会を計画し推進します。

## 4. インクルーシブ教育を推進する (特別支援教育の充実を図る)

全ての子どもが、自分らしく学ぶことができる学びの場をつくる必要があります。特に、特別な教育的ニーズが必要な子ども一人ひとりの特性や能力を最大限に伸ばすために、学校卒業後までのライフステージを見通して、家庭、保育園、学校、関係機関及び地域との連携のもとに、教育を展開することは、多様な学びを充実することにつながります。推進するに当たっては、保護者の十分な理解を得るとともに、発達に障がいのある子どもの特性に配慮しつつ、子どもの自立する力や社会参加のできる力を培い、ノーマライゼーション社会（誰もが同等に生活できる社会）の実現をめざします。

- ・ 障がいのある子どもに対する正しい理解と適切な就学相談・支援に努めます。
- ・ 臨床心理士による5歳児相談・発達相談等の相談体制を充実させます。
- ・ 保小中の連携を図るとともに、個別の教育支援計画や個別の教育指導計画の作成を進め支援を行います。
- ・ 児童・生徒の特性や発達段階に応じ、ICTツールやソフト等を用いた効果的な指導に努めます。
- ・ 教職員研修の充実と専門性の向上に努めます。



「なぜ・どうして」「分かりたい・できるようになりたい」等、児童・生徒が本来持っている心情や力に基づき、解決をめざして主体的に取り組む中で、仲間と協働し追究し学びを深める学習や課題解決型学習等を通して、基礎基本の確実な定着、学習することの喜びの感得、新たな価値の創造、自他を尊重する心の育成等が図れる授業や行事を創ります。

## 1 探究を中核とした学校を創る

### (1) 「なぜ・どうして」「分かりたい・できるようになりたい」という 心情や力を大事にした取組の推進

知識の暗記や正解主義から脱却し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて「主体的で、多様な他者との対話・協働により、自らの問いの解決に向けて追究する探究的で深い学び」の視点から授業改善に努めていくことは社会の持続的な発展を生み出す人材養成において不可欠なことです。

#### ① 体験活動・ふるさと教育の推進

児童・生徒の豊かな心の成長を図ったり、単なる知識でなく確かな経験に基づいた理解を図ったりするには豊かな体験が必要です。こうした具体的な物事と直接関わり、悩んだり、感動したり、疑問を持ったり、考えを深めたりする営みの中で成長するのです。また、小川村や西山地域の自然や人々が築き上げた景観や歴史文化を学ぶことは、地域の良さを知り、誇りを持つことにもつながります。そして、自らの地域に誇りを持つことは、他の地域の良さや文化を大事にする心を育てることにもつながります。児童・生徒にこうした豊かな心を育むためには、あらゆる場面で、様々な体験活動を意図的・計画的に設けることが必要です。

- ・生活科や総合的な学習の時間等、児童・生徒の問いや願いを大事にした題材の発掘や題材展開を進めます。
- ・題材展開の中で外部の人々（スクールサポーターや専門家等）に学ぶことを大事にします。
- ・調べたり発表したり、意見を交換したりするために一人一台のPC端末を学習のツールとして有効に活用します。
- ・分かる喜びやできる喜びが実感できる授業実践を進めます。
- ・体験活動を通じた学習を推進します。（農業体験・自然体験・勤労体験・社会体験等）
- ・中学校では「一日小川」で地域にでかけ自然や人々の営みや、人と触れ合う機会を設けます。（薬師沢石張水路水草刈り作業、高齢者宅訪問、しめ縄作り等）
- ・中学校では「平和学習」を通して、自らの生き方を考える学習を深めます。
- ・おやき等地域の食文化や地域探訪の学習の機会を設けます。（昼の間・クラブ・中学校地域学習等）

## ② 読書の薦め

児童・生徒がことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、読書は大変大きな意味や力を持っています。幼児期から本に親しみ、読書への意識が高まるような取組を行うとともに、学校図書館が、自由な読書活動の場所として、また、学習・情報センターとして、児童・生徒の学びを支える重要な拠点となるよう推進します。

- ・「読み聞かせ」の機会を大切にし、読書活動を推進します。
- ・学校図書館の充実を図ります。
- ・朝の読書活動（小学校・中学校）の定着と充実を図ります。
- ・調べ学習の機会や、児童・生徒を読書に向かわせる指導を全教科で実施します。

## ③ 「発表力・表現力」の育成

聞くという行為は、相手の話に耳を傾け、相手を知るという行為であり、話す・語るという行為は、自らの考えを相手に伝え、知ってもらうための行為です。そこにはお互いが認め合うという、なくてはならない関係性が必要です。相手に分かるように、聞こえるように話す姿勢や、相手が話しやすいように、受け入れる姿勢がなくてはなりません。聞く・話すという行為には、相手のことを常に考える相手意識が働いていることとなります。

表現力・発表力の育成は、考えを単に伝える力を高めるだけでなく、相手に理解してもらうための語彙力やことばを磨くことにも通じますし、何より人権意識を高め、培うことにもつながるものです。小川村では、幼児期から中学時代まで「ことばが豊かな子どもの育成」をめざした取組を推進します。

- ・保育園、小学校、中学校では、日々の活動や授業で「相手に分かるように話す」「話す人の方を向いて心から聞く」を大事にした実践をします。
- ・保育園、小学校、中学校では、発達段階に応じた発表や発言の場や機会を多く設けます。
- ・小学校では「音読おがわ」の取組みと発表の機会を設けます。
- ・一人一台PC端末のクラスルーム機能やチャットを使った書く活動や、パワーポイントを使った発表の機会を設けます。

# 2 主体的に探究し学び続ける力を育成する

## (1) 丈夫な子どもの育成

健康はすべての源です。小中学校における新体力テストの結果から、学年により差はあるものの、運動をしている児童・生徒と、していない児童・生徒の二極化や、特に中学生期の持久力が課題として指摘されています。

学校では年度毎、体力向上プランを作成し、取組んでいますが、大事なことは、自らの体



や運動能力の課題を知ることと共に、運動の楽しさを知り、将来にわたり体力向上や運動の日常化に努める問題解決力のある児童・生徒を育成する事です。

- ・遊びを大切にします。(特に外遊び)
- ・わんぱくの森や裏山ランドを活用します。
- ・「びっくらんど小川」を利用し児童・生徒の泳力を向上させます。
- ・小川小学校オリジナルOKB体操（小川健康ボディ体操）、ミニOKB体操の実践を進めます。
- ・理学療法士による健康学習を進めます。

## (2) 確かな学力の伸長

知識基盤社会がさらに進展した世界でも、課題解決のための基礎基本の修得は、生きていく上で依然として大事な力です。児童・生徒の「分かってほしい・できるようにになりたい」「楽しく学びたい」という気持ちに呼応した授業実践を進めます。

- ・児童・生徒の願いや課題を大事にした学習を推進します。
  - ・土曜おがわ未来塾を開講します。
  - ・中学校では「放課後おがわ未来塾」を月曜日・水曜日・木曜日に、村費講師（数学・英語・理科）を指導者として開講します。
  - ・家庭学習の充実を保護者と連携し進めます。
- 小学校ではOKCノート（小川考えるチャレンジノート）の実践を進め、自らが計画し家庭学習を進める取組を推進します。
- ・「家庭学習の手引き」作成と啓発指導を推進します。

## (3) やる気のある子の育成

意欲やチャレンジ精神に乏しく、何事にも指示を待つ人が増えたと言われていています。こうした中であって、これからの社会を切り拓く子どもにとって、たくましく意欲的に取り組む力を育てることが求められます。

- ・安心して自己を発出できる環境づくりを進め、自己肯定感のある子どもに育てます。
- ・自らが考え行動する機会を設定し、自律・自立する力をつける取組を推進します。
- ・豊かな体験の機会や場づくりを進めます。

自然体験、社会体験等豊かな達成感のある体験活動を重ねることで、自信ややる気を育てる取組を推進します。

## (4) 英語力の向上

グローバル化した現代社会では、英語でのコミュニケーション力が求められています。また、多文化共生社会へと進む中、自国の文化に誇りを持つことは相手の国の文化も大切にすることにつながります。こうした基礎となる英語力を高めることはとても重要です。

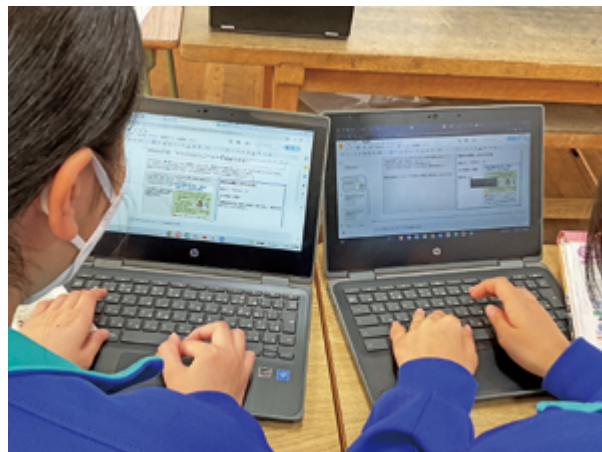
- ・英語力向上、多文化理解のため小学校・中学校それぞれにALTを配置します。小学校低学年から普段の生活の中で英語に慣れる学習活動を展開します。朝の活動や全校活動で英語を通じたコミュニケーション力の育成を図ります。
- ・中学校3年時には英語検定3級レベルの合格を目標にします。

- ・ALTを保育園に派遣し、外国の人や文化、英語に触れる機会を設けます。

### 3 デジタル力を活用した個別最適な学びと協働的な学びの実践を進める

#### (1) 情報教育の向上

デジタルの力やAIの急速な発展は、教育の世界にも欠かせないツールとして入り込んでいます。これからの高度情報化社会を生きていく児童・生徒にとってパソコンやICTを使いこなす力や、情報化に対応できる力の育成は欠くことのできない大切な力です。特に、デジタルの力を最大限有効活用し、課題を解決していく授業の構築や、一人ひとりの個別最適な学習環境の創出は、今の時代が求める



取組です。少子化が進展する中、学びを深め、社会性の育成等の面からも、近隣の学校や、遠隔地の学校とを結び、学び合う授業を推進する必要があります。

また、今後さらに進化するであろう高度情報化社会の中で生きる児童・生徒が、情報への正しい認識をもって情報機器を有益に活用するとともに、情報モラルへの認識、対応する力を身につけることも重要になってきます。

- ・ICT環境を整備し、教育環境の充実を図ります。
- ・一人一台PC端末やソフト等を有効に使い、個別最適な学びと協働的な学び、自らの力に応じた基礎基本の定着を図る学習を進めます。
- ・教職員には研修の機会を設け、ICT活用指導力の向上に努めます。
- ・児童・生徒や保護者へ、インターネット利用や情報機器に付随する危険性やリスク、使い方についての研修や啓発の機会を設けます。
- ・PTA主催のもとグッドメディアデーに取り組みます。
- ・各教科でプログラミング教育を推進します。
- ・オンラインによる授業や、他校との合同授業を実施します。
- ・様々な課題に対応するために地域を越えた広域連携の取組を推進します。

### 柱3

## 生涯にわたり誰でも学び合える地域の拠点づくりを進める

全ての人が主体的・協働的に学ぶ風土が小川村にはあります。こうした基盤がある中、今、そして将来にわたって自分らしく生き、共に学び、望むような社会を実現していくための学びの場を充実させます。また、生涯学習社会を実現するためには、学び続ける自立した学習者としての基礎を学校教育のみならず家庭や地域社会においても培うことが大事になります。

### 1 体験を通して、豊かな心と社会性を育成する

子どもの心の成長には、豊かな体験が不可欠です。しかしながら、最近の子どもたちの生活体験、自然体験、社会体験は大変貧弱なものとなっています。また、近年、行き過ぎた個人主義の風潮、社会とのつながりの希薄化等を背景とした、心の豊かさや規範意識、社会性等に関する課題も指摘されています。

保育園や学校教育の大きな役割の一つには、子どもが集団生活を通して社会性や規範意識、他者への思いやりの心を育むことがあります。また、子どもは、様々な体験をもとに、保育園や学校で学んだ知識を自分のものとして理解を深めていくことができるのです。子どもの心を豊かに育むためには、あらゆる場面で、様々な体験活動の機会を意図的・計画的に設ける必要があります。

#### (1) キャリア教育の推進

社会の構造変革により、子どもは親の働く姿を日頃見ることが少なくなり、また、物質的な豊かさの中で生活しています。こうした中で、子どもは、身体的な早熟傾向に比べ、精神的・社会的自立が遅れる傾向が見られます。例えば、職業について考えることや職業の選択、決定を先送りにする傾向が指適されています。そのため、子どものころからの各発達段階に応じたキャリア教育を計画的に進め、しっかりとした勤労観や職業観を身につけることが求められ、将来、社会人・職業人として自立できるようなキャリア教育が大事になります。キャリア教育の学習内容や学習方法、望む姿勢等には、あいさつ力やコミュニケーション力、忍耐力や勤労観の醸成、日頃の学習への目的意識や学習意欲の向上等にもつながる学習が求められます。まさにキャリア教育は「社会実践型の総合的な学習」です。キャリア教育を進めるにあたっては、学校だけではなく、家庭や地域、事業所等社会が一体となって、推進していくことが大切です。

#### ① 発達段階に応じた取組

- ・ 保育園では、さつまいもづくり、お店屋さんごっこ等を経験します。
- ・ 小学校では、栽培活動（米・大豆・野菜・椎茸等）や社会見学等を行います。
- ・ 中学校では、職業・職場体験、一日小川の日等を行います。
- ・ 様々な場や機会に、保護者等に向け、キャリア教育の説明や実施報告を行い、キャリアパスポートに保存します。

#### ② 職場体験学習の実施

- ・ 村内外の各種職場で実施し、一生懸命に働いて生きている人の姿に学びます。



- ・様々な職業で働く人の話を聞く機会を設けます。

## (2) 自然や伝統文化、食を大切にする心の教育の推進

- ・子どもと高齢者が、交流する機会を設けます。(昼の間・施設訪問等)
- ・地域の方を講師に、和文化や地域の文化に親しむ機会を設けます。
- ・地域に根差した食文化や自らの健全な心と身体を培う食育を推進します。
- ・自然環境を大切にする心の教育を推進します。

## 2 他者から学べる環境整備を進める

上述の多様な活動において、専門的な知識や技能を持った人から学ぶことは大変有意義です。地域には、様々な知識や技能を持った人々が生活しています。こうした人々の知識や技能を子どもたちの学習に位置付けることは、子どもの学びを深めるだけでなく、多くの人と交わることができ、社会力やコミュニケーション力を高める育ちの面でも期待が持てます。また、指導者である大人にとっても、知識や技能の継承にもなり、地域を創る生きがいにつながります。

### (1) 生涯学習と社会力の振興

- ・スクールサポーター、地域人材、専門家等から学ぶ事業を進めます。  
年配者の知恵や技能に学ぶ、趣味や特技のある人材に学ぶ等、専門家による本物の文化・芸術・スポーツ等にふれる機会を設けます。
- ・学校運営協議会を設置し、地域の声を学校教育に反映させたり地域の教育力を生かしたりします。

### (2) 土曜おがわ未来塾の開設

- ・青少年教育の充実を図るべく、学力の定着伸長や、興味関心を持って学ぶ意欲の醸成を図る機会と場を確保するために、村営学習塾「土曜おがわ未来塾」を開設します。
- ・講師は、信州大学との連携・協働により信州大学の学生に依頼し、教科の学習だけでなく、進路や職業等、先輩から学ぶ機会とします。

## 3 社会教育環境・施設の充実を図る

公民館は社会教育の中心的な存在です。村民が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」場です。「つどう」は、気軽に人々が集うことができる場です。「まなぶ」は村民自らの興味や関心に基づいて、また社会の要請に応えるために学ぶ場です。「むすぶ」は、地域の様々



な機関や団体個人とのネットワークを形成できる場です。こうした「つどう」「まなぶ」「むすぶ」を通して、人づくり・地域づくり・まちづくりの事業を展開します。個人の生きがいや教養、趣味等に加え、人と人が関わって課題を共有し、地域活動に参加していく生涯学習が求められています。地域社会にあっては、行政だけでなく、人と人がつながる社会力、皆で明るい地域をつくる社会力が求められています。村民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、共に支え合い高め合うことがきる機会の充実を図ります。

### (1) 生涯学習機会の充実

- ・ 熟年大学を開講し、講演や講座・イベント、視察研修等実施します。
- ・ 村、社会福祉協議会と共同で文化講演会を開催します。
- ・ 村民一人ひとりが人権意識を高め、様々な差別意識の解消を図るための人権講演会を開催します。

### (2) 青少年教育の充実

- ・ 公民館と小川スポーツふれあいクラブが共同でイベント等を企画し、多くの仲間との活動を通して、集団生活のルールや各自の立場や役割を理解し、自主的に動くことの出来る人間性をめざします。
- ・ 通学合宿を実施し、異年齢の児童との共同生活体験を通して、協調性や規範意識、積極性等を身につける機会にします。(平日、家庭を離れ、児童が公民館等に宿泊生活をしながら学校に通学する)
- ・ 土曜おがわ未来塾を開設し、学力伸長、学ぶ意欲の伸長を図ります。(再掲)
- ・ 人生の一区切りを祝うとともに決意を新たにする機会として「二十歳を祝う会」を開催します。

### (3) 分館活動の充実への支援

- ・ 分館活動の促進及び出前講座を実施します。
- ・ 分館活動を後押しするために交付金を支給し支援します。

### (4) 村民の読書活動への支援

- ・ 本や読書への興味や関心を高める機会を図るイベントを計画します。
- ・ 図書館機能の充実を図ります。
- ・ ブックスタート事業を推進します。

### (5) 文化芸術に触れる機会の充実

- ・ 村民の文化活動を支援し、文化的風土の育成と村民文化の振興を図ります。
- ・ 音楽、演劇、古典芸能、美術、書等様々なジャンルの文化芸術にふれる機会を設けます。

### (6) 情報の発信

- ・ 上記に係る様々な事業等について「公民館報おがわ」を発行し、活動の様子を広報します。

## 柱4

# 文化・芸術・スポーツに親しむことができる機会と環境整備を推進する

地域の歴史や特色ある文化が継承され、体験や学ぶ機会が充実し、文化・芸術・スポーツに親しむことにより、地域の活性化、一体感が醸成される環境整備を進めます。



## 1 スポーツ文化と健康増進の振興を図る

平成23年公布のスポーツ基本法により、スポーツは文化であるとの考えが示されました。

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、人々の心身の健全な発達に必要なものであるという認識がなされ、日常生活の一部としてスポーツを楽しむ習慣が生まれる時代を迎えています。子どもから高齢者まで、より多くの人々がスポーツを楽しみ、人と人との交流を楽しむ「みんなのスポーツ文化」がこの村に広がり、明るく活力のある村となるような環境づくりを進めます。

### (1) スポーツ施設の利用促進

- ・「びっくらんど小川」（小川村さわやかふれあいスポーツセンター）での水泳教室・ヘルスアップ事業等各種教室の充実と利用促進に努めます。
- ・「びっくらんど小川体育館」「マレットゴルフ場」「ゲートボール場」等の施設利用の推進を図り、人の交流や健康増進・体力向上に努めます。

### (2) 小川独自の「運動プログラム」の普及

- ・理学療法士の指導による体力向上に取り組みます。（保育園・小学校・中学校）
- ・小学校では「すこやか運動集会」を実践します。
- ・出前運動講座を推進します。

### (3) 総合型地域スポーツクラブ「小川スポーツふれあいクラブ」との連携

- ・スポーツの普及、多くの人々が文化・芸術・スポーツを楽しめる環境づくりを進める面から、小川スポーツふれあいクラブに補助金を交付し支援します。
- ・おがわ健康スポーツフェスティバルの企画・運営を小川スポーツふれあいクラブに委託し連携して進めます。
- ・中学校部活動の地域移行に共同して取り組みます。

- ・文化・芸術・スポーツを通じ、人の輪が広がる地域づくりを進めます。
- ・スポーツの強化に努め、村出身者が県大会や全国大会で活躍できるよう支援します。
- ・スポーツ観戦やスポーツを支える活動の機会を増やす取組を行います。
- ・文化・芸術・スポーツへの意識高揚のための広報と情報提供を進めます。

#### (4) スポーツ推進委員の育成と活用

- ・スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、スポーツの実技の指導等スポーツに関する指導・助言に努めます。

## 2 文化財や伝統文化の継承と活用を進める



小川村には、特色のある文化や歴史が継承されてきています。私たちの祖先が守り伝えてきた文化財や地域の伝統芸能・伝統行事等を継承するために各地区で取組んでいますが、少子高齢化の波が大きく、継承が難しい地区もあります。これら文化財の保護や、伝統文化を後世に長く継承するためには、地域の伝統文化・伝統芸能等の継承復活の取組を支援すると共に、地域と行政が一体となって、地域の宝である文化

財や伝統文化を積極的に保存、活用、継承する地域づくりをすすめることが大切になります。

#### (1) 芸術・伝統文化活動への支援

- ・小川村の文化財や伝統行事等の調査記録を進めます。
- ・小川村民俗資料等のデータベース化を進めます。
- ・「ふるさとらんど小川の企画展示」等の情報発信を行います。
- ・文化財の保護と活用に努めます。
- ・伝統文化継承活動の充実を図るために補助金を交付し支援します。(神楽保存会・山車、屋台への支援)

#### (2) ふるさとらんど小川(小川村郷土歴史館)の充実

- ・知事公舎の有効利用を検討したり、展示室の展示内容を変えたりする取組を進めます。
- ・来館者を増やすために、喫茶の充実も進めます。

#### (3) 企画展を計画

- ・村民、村外の専門家や趣味や特技を持つ人々の展示の機会を設け、交流の場を生み出し、趣味や教養等情報発信の場として充実させます。

## 補足 <家庭の教育力の向上>

家庭は子どもにとって心のよりどころであると同時に、基本的な生活習慣を身につける場所であり「いのちの苗床」のごとき所です。

しかし、近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭教育を支える環境が大きく変化してきています。小川村では、子どもの育ちのために、次の取組を推奨しています。

### ○保護者に対する学習機会の提供

- ・子育てやしつけに関する悩みや不安を抱く保護者に対して、相談窓口や学習機会を提供します。
- ・各種情報を提供し、家庭教育を支援します。

### ○「家庭教育三つのしつけ」（資料参照）の普及と実践

- ・明るい「あいさつ」「はい」の返事、家族みんなで「履物そろえ」

### ○「生活習慣の改善」

- ・テレビやゲームのスイッチOFF運動
- ・一日のエネルギーとなる毎日摂る朝食
- ・家庭での学習や読書の実施と継続
- ・毎日行う手伝い

### ○いい親子関係づくり

- ・親子の会話や家族の会話
- ・子どもの話への傾聴
- ・子どもと正面からの向き合い
- ・子どもに分かるように思いを伝えることばや話し方

### ○「ほめる」と「叱る」

「ほめる」と「叱る」ことで、子どもは育ちます。しかし、戦後、叱る文化が立ちすくんでしまい、親はめっきり子どもを叱らなくなりました。

叱るときには「人として大事にして生きていかなければならないこと」をしっかりと伝えましょう。

- ・小さなことでも、ほめて伸ばす（八つほめて、二つ叱る）
- ・叱る対象は、その時その場の態度や言動  
人格や遠い過去の出来事、人との比較で叱りません。
- ・怒る（感情の爆発）ではなくしっかりと子どもの目を見て叱る
- ・短く叱る

## ここからはじめる家庭教育

わたしたちの子どもを賢く、健やかに育てるために、家庭教育「三つのしつけ」を家族みんなで実践しませんか。

子どもは、村にとって大切な宝です。みんなで子育てを支援しましょう。

### 家庭教育「三つのしつけ」

#### ○明るい「あいさつ」

— 「あいさつ」は、相手の存在を認めることばです。

社会で生きる力を育てます。—

・家庭の中に、あいさつを響かせましょう。

「おはようございます」「行ってきます」「ただいま」「おやすみなさい」

・最も大事なあいさつは、朝の「おはようございます」です。

・地域の方も、子どもに声をかけませんか。

「こんにちは」「行ってらっしゃい」「お帰りなさい」

#### ○「はい」の返事

— 「うん」ではなく、「はい」の返事が素直な気持ちを育てます。—

・呼ばれたら、「はい」と返事のできる子どもにしましょう。

#### ○ 家族みんなで「履物そろえ」

— 「履物そろえ」は、気配りのできる姿勢を育てます—

・子どもだけでなく、家族みんなで実行しましょう。

プラス

# 「+ 五つの実践」子どもすくすく！

## ○子どもの目を見て話しませんか。

— 子どもは、親のまなざしで安定します。 —

- ・子どもは、親や家族の姿をよく見えています。

## ○家族皆でスイッチを切りませんか。

— テレビ・ゲーム・ネット等のスイッチOFFが、

健やかな脳を育てます。 —

- ・時間を決め、スイッチを自分で切れる自制心を育てます。
- ・スイッチを切り早寝することが、よいサイクルにつながります。

## ○毎日「手伝い」をさせませんか。

— 「おかげで助かったよ」のことばが、

子どものやる気を育てます。 —

- ・時間がかかってもうまく出来なくても、年齢に応じた手伝いをさせます。
- ・我慢強さが育ち、工夫力が生まれます。

## ○感謝のことばを伝えませんか。

— 「ありがとう」は、心の豊かな子どもを育てます。 —

- ・人やものに感謝の気持ちをもてるように教えます。

父や母・祖父や祖母・祖先への感謝、周りの人への感謝、自然への感謝等

## ○毎日、家庭学習をさせませんか。

— 自分から進んでする学習が子どもに力をつけます。 —

- ・小さい頃は、特に声を出して読むことが大事です。
- ・親のひと言がやる気を育てます。



\*留め具に針金ではなく環境に配慮し、和紙のこよりを使った「和こよ綴じ」を採用しています。